

職員の退職手当の改正の当局提案受け入れについて（見解）

岐阜県学校職員組合（略称 岐学組：ぎがくそ）

執 行 委 員 長 高 橋 篤

まずもって、職員の退職手当の見直しにつきまして、見直しの阻止、緩和策の実現に至らぬことを、会員の皆様に深くお詫び申し上げます。

特に、30年度に定年退職を迎える、あるいは勸奨、自己都合退職を検討してみえた方においては、29年度末退職者との較差は明らかであり、退職時期の前倒しを考える間もなかったことにも申し訳なく思います。

しかし、岐阜県の財政状況も決して安泰ではない実情の中で、最初の提案時において、その内容は他県と比較して県独自の努力の跡が見られるものでした。

御存知の通り、公務員の給与等は官民較差を考慮して決定されるもので、退職手当も例外ではありません。よって、比較対象の課題はあるにせよ社会通念上、引下げの妥当性は受け入れなくては、県民の負託に応える教育とは為り得ません。

報道各社及び、県民の皆様にお伝えします。ご存じの通り、教員の仕事は「感情労働」と言われます。一般的にそれは、理不尽さを感じても、自分の感情を押し殺して職務を遂行することが求められると解釈されています。子供や保護者と接する中で苦い思いをした経験がある方も少なくないのも事実です。しかし、感動や喜びを味わうダイレクトに味わうことができるのも感情労働ならではの点です。また、教師は肉体労働でもあり、頭脳労働でもあります。組織を運営するための能力も必要です。教職はこの3つ、すなわち「肉体（体）」「頭脳（頭）」「感情（心）」をバランスよく持ち得ることが必要な職業であり、だからこそ、そこに携わる教師は「聖職」と言われる所以と考えてよいかもしれません。

我々岐阜県学校職員組合は、その「聖職」を「教育専門職」と位置付け、誇りと使命を自覚し、日々誠実に勤務しています。我々は給与や手当は「労働に対する対価」ではなく、自身の職務に対する「報酬」だと捉えます。我々の仕事は過去に比べ、高度な専門性とゼネラリストたる幅広い専門性の両方が求められています。感動と共に、人の命を預かり、人を育てるという緊張感がかなり必要とされるこの職務に適した報酬と言う視点から考えた場合、今回の見直しは決してモチベーションを上げるものではありませんが、我々はこうした状況下でも決して子供を置き去りにすることなく、職務に精励してまいります。

厳しい勤務環境は学校職員だけではないという批判もあることは承知しています。しかし、大人も子供も、メンタルのバランスを保つには内発的モチベーションだけでなく外発的モチベーションも大切だと考えます。

我々岐学組の会員は、偏ったものの見方を子供に教えることは絶対にしません。また、教育に携わる者としてふさわしい人間性を備えていると私は信じます。もし、今後、明らかに常識に照らしあわせて教師の資質に疑念を抱いたならば「岐阜県学校職員組合の会員か。」と問うてみてください。その上で、「そうだ。」と言われれば、その責任は私にあります。遠慮なく私に苦言を呈してください。「そうではない。」と言われれば「やはり。岐阜県学校職員組合で人間性を磨きなさい。」とお導きをお願いいたします。

最後に、会員の皆様にお伝えします。「組合は何もしてくれない。何もできない。」と評価しますか。逃げ出すことは簡単です。逃げ出した者にも不平や不満、期待を口に出す権利はあります。しかし、それを汲み取ることを我々は絶対にしません。要望は会員であるからこそ、我々の先にある場所へ通していけるのです。それはこの組織に対しても同じです。何もしてくれないならば、何かしてくれるように主張する、アイデアや知恵を出す、そうした参画の仕方もあるのです。それができないならば、皆様の要望を実現できるよう、我々がよりよいアイデアや知恵を出せるよう、環境の整備に投資することも参画の仕方です。

子供達に絆や助け合い、自立と言いますが、教員の中に自身が大人に対して非常に冷たい存在であり、自立ではなく自分勝手にしているだけの方がみえるのは、教員の視野の狭さ、世界の狭さ、人間の度量の狭さを世の中に知らしめていると言わざるを得ません。

皆様には耳障りな見解であったでしょう。

特に会員の皆様には、私を解任する権利がございます。責任の全ては私にあります。お詫びと共に私の身の預り所は皆様にあることをお伝えし、見解とします。

平成 30 年 1 月 23 日